管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720010	地元産巨峰で生産したワイン販売免許要件の緩和	酒税法第9条第2項、第10条第9項	酒税法では、酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされている。		時津町産巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者育成のため、時津町産巨峰で生産したワインの販売について、一般酒店だけではなく、巨峰生産者の農園等でも販売出来るよう、販売免許要件の緩和をする。	巨峰生産者が地元産巨峰で生産したワイン販売をすることにより、巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者の育成を目指す。 具体的には、酒税法の関係で制約がかけられている生産者が、期間限定で販売免許を取得し、直接ワイン等を販売することにより、消費者の声を反映した巨峰の販売促進と生産の拡大を図り、休耕地の削減と後継者の育成につなげる。 提案理由： 時津町産巨峰を原料に醸造したワインを販売するにあたって、現在、販売免許をもっている酒店等をとおして行っているが、巨峰生産者の農園等で巨峰を販売する際、ワイン販売についても多くの消費者からのニーズが高いため、巨峰を販売する期間に限り、巨峰生産者の販売免許の取得について、緩和措置をお願いするもの。 本措置により、巨峰の販売促進及び生産拡大が期待され、生産性が向上することにより、現在、農業で問題化されている休耕地の解消及び後継者の育成にもつながっていく。	D		酒税は、酒類の製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用している。 臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとするときには、現状において期限付酒類小売業免許を受け、酒類の販売を行うことも可能であるから、税務署に個別に相談されたい。			D					D				1007010	時津巨峰ワイン研究会	長崎県	財務省
0720020	自家製梅酒の消費基準の緩和	酒税法第43条	酒税法では、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除き、新たに酒類を製造したものとみなしている。 ただし、酒類の消費者が自ら消費するために、一定の酒類に他の一定の物品を混和する場合には、酒類の製造とはみなさない。		自家製梅酒については、消費者が自ら消費する場合のみ、その製造が認められているが（製造免許不要）、特区内において生産される地域の特産品（梅）を使用し、かつ特区内において地方公共団体が主催するイベント等で無料で振る舞う場合のみ、不特定多数への提供を可能とする。	和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地であり、日本一の梅の産地であることから、広く家庭で自家製梅酒を楽しんでいる。 また、平成20年7月9日付けで「紀州みなべ梅酒特区」に認定されたことを機に、青梅の消費拡大と地域活性化を図るため、町では特区制度を活用した町民の取組みを支援する一方、みなべ町産の青梅の使った自家製梅酒を持ち寄った「手作り梅酒コンクール」を企画している。 コンクールの概要は、①みなべ町産の青梅を使った自家製梅酒を全国から募集、②送付又は持ち寄った自家製梅酒を審査員が試飲、③審査委員が大賞、優秀賞等の順位を決定後、試飲を希望する来場者に振る舞う、といったものである。 自家製梅酒を自宅以外の場所に持ち寄って不特定多数の人の振る舞うことは、無料であっても酒税法により規制されているが、みなべ町で生産された特産品である青梅を使用した自家製梅酒については、その特産品の使用が確認できる場合に限り、特区内（みなべ町）においてのみ可能としたい。 町としては、広くこのイベントを全国に周知することで、「紀州みなべの南高梅」誕生の地をピーアールし、交流人口の拡大と青梅の消費拡大に努める考えである。 なお、青梅がみなべ町産であることを確認は、生産者が発行する認定シールを自家製梅酒の容器に添付することで行なう。	C	—	本提案は、「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当するため、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。	本提案は、右記の提案者からの意見にもあるとおり、自家製梅酒を利用した地域振興が目的であり、無償にて提供することからも、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」とは異なるため、貴省においてはこれらを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	回答では「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」 に該当するため、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものとされているが、みなべ町の特区提案は地域の特産物による地域振興が目的で、単に優遇措置を求めているものではない。梅酒に代表される自家製造の果実酒の消費範囲については国民に明確に理解されていないことから、今回の提案は酒税法の趣旨をより積極的に管理・運用することによって税財源の確保を堅持しながら、地域産業の振興を図ろうとするものである。	C	—	酒税法では、税負担の公平性等の観点から、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除き、新たに酒類を製造したものとみなしており、酒類の製造者は、製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務があると定めている。 御提案の内容は、前述の酒類を製造したものとみなされる範囲から除かれる一定の場合の拡大を求めるものであることから、前回の回答で述べたとおり、「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当すると考えられる。	右記の提案者からの意見にもあるとおり、知人等の範囲を明確にしたうえで、提案者の要望実現が可能となるように、再度検討し、回答されたい。	自らや親しい者達と楽しむ自家製梅酒は、酒税法による酒類を製造したものとみなされる範囲から除かれる「一定の場合」と考えており、今回の提案は自家製梅酒を販売するためではなく、地域振興イベントでの梅酒コンクール審査のため、無償で自家製梅酒を提供することについて提案したものである。 なお、平成19年6月22日付の衆議院議員逢坂誠二氏の質問主意書に対する政府答弁書の中で、「無償で知人等に提供することは酒税法の規定に違反しない」といった内容の回答がなされているが、特区認定がなくても、みなべ町が企画するイベントでの自家製梅酒の取扱は、無償で知人等に提供する範囲内であると考え、すでに可能であると解釈してよろしいか。	C	—	前回の回答で述べたとおり、御提案の内容は、酒類を製造したものとみなされる範囲から除かれる一定の場合の拡大を求めるものであることから、「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当すると考えられる。 なお、酒税法第43条第11項では、一定の要件の下、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、酒類の製造とはみなさないこととしており、個別具体的な事例に関する取扱いについては、最寄りの税務署又は国税局までお問い合わせいただきたい。		1011010	みなべ町	和歌山県	財務省
0720030	自家製リキュールの数量制限の緩和	租税特別措置法第87条の8	租税特別措置法では、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、酒税法のみなし製造の規定（酒税法第43条）を適用しない特例を設けている。 ただし、本特例の適用を受ける混和は、混和する蒸留酒類の数量が営業場ごとに年間（4月1日から翌年3月31日まで）1キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとしている。		酒類を飲用に有償提供している営業者は、自家製造のリキュール（梅酒等）を、年間1キロリットルの数量制限なしに自由に有償提供できるようにする。	特例措置により、温泉等観光施設の多い山間地域における宿泊・飲食業者が、自家製のリキュール（梅酒等）を有償にて自由に提供することが可能になり、お客様に特長あるおもてなしができ、併せて未利用の山の幸を利用した差別化が可能になる。これにより、新たな観光客の誘致と、地域の魅力開発による活性化が図れる。 また、この措置を全国に広げれば、従来個人の楽しみに限られていたリキュール（梅酒等）が、その枠を超えて広がり、未利用動植物の再評価や、新たな自然とのふれあい促進、食育や過疎地域の再評価にもつながる可能性がある。	C	—	本提案は、「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当するため、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。	右記の提案者からの意見について回答されたい。 また、本提案が「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当する理由を、具体的に明らかにされたい。	そもそも、税金を支払って購入した原酒に、国民が付加価値をつけたリキュールに対して制限をつけること自体が国家の横暴である。酒税法自体が化石のような法律で、数々の修正が加えられ、極めて難解な法律になっており、簡便で分かりやすい根本的な法改正が必要である。ただ、法改正を待ってはいられないので、数量の緩和（というより撤廃）を提案したものです。「単に税財源措置の優遇を求めるもの」だから却下というのは、財務省の怠慢である。	C	—	酒税法では、税負担の公平性等の観点から、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除き、新たに酒類を製造したものとみなしており、酒類の製造者は、製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務があると定めている。 御提案の内容は、前述の酒類を製造したものとみなされる範囲から除かれる一定の場合の拡大を求めるものであることから、前回の回答で述べたとおり、「『特区、地域再生、規制改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当すると考えられる。			C	—			1036010	個人	群馬県	財務省
0720040	中山間地域総合整備事業により整備した施設の目的外使用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（不動産等）の目的外使用は、補助金等適正化法第22条の規定により、各省各庁の長の承認があれば可能となっている。 また、同条ただし書きで、政令で定める場合においては財産処分の制限を適用しない旨を規定しており、これを受けて同法施行令第14条において、補助金相当額が国庫納付された場合又は当該財産の耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合が財産処分の制限を適用しない場合として定められている。		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市琴海活性化センター（四季彩館）」を利用目的外である、農産物等の常設販売について認めていただきたい。	本地域は、大村湾に面して西彼杵半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長浦すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。 琴海活性化センター「四季彩館」は、平成9年に旧琴海町が設置した「琴海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。 オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当地域を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、琴海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。 さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けた場合、又は、補助金等適正化法施行令第14条で定める解除要件に該当する場合には転用が可能である。 なお、各省各庁の長の承認については、補助金等適正化中央連絡会議決定（平成20年4月10日）により、概ね10年を経過した地方公共団体の補助対象財産は補助目的を達成したものとみなし、原則報告等をもって国の承認があったものとみなす包括承認制度を導入するとともに、承認の際にも、用途や譲渡先等について、差別的な取扱いはしないこと及び国庫納付は求めないこととし（但し、有償の譲渡・貸付の場合には、国庫納付等の必要最小限の条件を付することができる）、また、概ね10年経過前であっても、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、概ね10年経過した財産処分の場合と同様の取扱いとすることなどにより、運用の弾力化を図っている。			D					D				1044010	長崎市	長崎県	財務省 農林水産省
0720050	焼酎等製造免許の取扱いの緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2	酒税法では、酒類の製造をしようとするする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされている。		焼酎等の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、製造免許の付与等に規制があるが、これを緩和し、新規免許の取得を認める。	昨年、霞ヶ浦の水質浄化を目的として、24基の筏上に栽培したサトウキビ等（サトウキビ、スイートソルガム）を2,600kg収穫し、電動ロールにて260リットルの搾汁を糖度30度まで濃縮した後、黒糖焼酎等を委託製造すべく、奄美大島や地元の酒造メーカーに打診したところ、規制により製造できないとの回答を受けた。泳げる霞ヶ浦を実現すべく、平成元年以来、NPOメンバー同士で知恵を絞り、筏上での無肥料・無農薬での栽培実験を繰り返し、ほぼ技術的に完成に近づいたところである。これまで、行政等の助成もなく、ポケットマネーと会員のマンパワーで運営してきたが、泳げる霞ヶ浦実現のためには、地域で新しい産業を起こし、NPO法人の自主財源として利用することで、NPO活動や会の運営を安定化させる必要がある。焼酎等製造免許の取扱いを緩和することで、委託製造先の範囲が広がり、サトウキビ等を原材料とした酒類の販売も実現可能となる。本提案が、新たな市民活動のモデルとなるべく、規制緩和への理解を求める。	D		黒糖しょうちゅうの製造者に、黒糖しょうちゅうの製造を委託することは、現行において、原料の産地等の規制はないことから可能である。 なお、原料とする砂糖の種類や加工方法等によって、黒糖しょうちゅうに該当するものとスピリッツ（いわゆる「ラム酒」など）に該当するものがあり、スピリッツに該当するものは、スピリッツの製造者に製造を委託することも可能である。			D					D			泳げる霞ヶ浦植物筏で実現	1088020	NPO霞ヶ浦浄化連	茨城県	財務省